

日時：令和5年2月2日（木）14時～15時30分

場所：大阪府茨木保健所 5階 大会議室

出席者：8名出席（委員総数11）

石田(佳)委員、望月委員、石田(行)委員、近藤委員、松浦委員、根尾委員
松方委員、原山委員

■議事（1）：会長の選出

茨木市薬剤師会 会長 望月委員が選出

■議事（2）：認定薬局制度について

資料1により大阪府健康医療部生活衛生室薬務課より説明

（意見）

- = 認定の申請書類の作成が複雑であること、また、薬剤師の研修修了が必須であること、地域ケア会議等への出席実績が認定要件になっていることが薬局にとってハードルであると感じている。また、認定後に更新に際しても研修修了や地域ケア会議等への出席の継続が求められることもハードルになっている。
医療機関側としてトレーシングレポートについては、服薬や残薬の状況を薬局から情報提供してもらいたい。
大阪府薬剤師会では、認定薬局の取得サポートとして、書式や参考事例を含めた申請の手順書の作成や、無菌調剤室の共同利用や地域包括ケアシステム研修の実施等を行っている。
医療機関としては、トレーシングレポートを報告する際には、要点を絞って提供して欲しい。またトレーシングレポートの様式に濃淡がある。
認定申請の際の提出書類については、整理を行い効率化していきたい。
認定薬局の患者にとってメリットが感じられるよう、実績を積むことが大切である。

■議事（3）：調剤事前申し合わせ協定に係るプロトコル（変更調剤 PBPM）について

資料2により高槻市薬剤師会より説明

（議事の補足説明）

疑義照会を減らし、医師の負担軽減や患者の待ち時間を短縮することがメリットとして見込まれている。今後、締結医療機関を増やして、広域でこの変更調剤 PBPMを実施していきたい。

（意見）

病院によっては院内薬局薬剤師と医師が事前に疑義照会の申し合わせを行っており、変更調剤 PBPMの導入に至っていないケースがあるが、導入により院内の薬剤師の負担が軽減されれば、病棟業務等の患者サービスの向上に繋がる。

病院側がメリットを十分に感じないと変更調剤 PBPM導入は進んでいかない。

■ 議事 (4) : 新型コロナウイルス感染症対策における薬剤師会の対応について
各薬剤師会の活動報告と地域の課題があれば、意見交換を実施
(各薬剤師会の活動報告等)

ワクチンの調整(分注、希釈)、検査薬キット配付、電話による服薬指導、薬剤の配達を行った。

コロナ患者受入薬局は高槻市内に7件程あるが、患者数がかなり偏っているため薬局の負担が偏在しているところが課題である。

防護服などの資材については薬局にはなかなか助成金が交付されなかった。また、色々なところから情報が入ったが、情報整理が難しかった。今後は事前に緊急時や有事対応の手順書などを作成し、準備していこうと思う。

行政機関、医師会や薬剤師会などが連携して検査機関や患者受入医療機関等について情報提供をしていただければありがたい。

新型コロナではトリアージなど保健所が中心になって患者対応を行ったが、今後は医療機関や薬局が役割分担してもよいのではないかと考える。

在宅コロナ患者への酸素濃縮器の配送支援をした。実際に配送する機会はなかったが、チーム医療の中での薬剤師の役割の可能性を高めていきたい。

u 議事 (5) : その他
意見なし